

砂川市訓令第8号

令和6年3月26日

砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱(平成24年訓令第43号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(報酬等)

第7条 隊員には、報酬、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 前項の報酬は、月額185,000円とする。

3 第1項の期末手当は、砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第21号)第20条の規定に乗じた額とし、同項の勤勉手当は、同条例第20条の2の規定に乗じた額とする。

### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。